

決 定 要 旨

被 審 人（住 所）東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号

（名 称）東京産業株式会社

（法人番号 6010001008820）

上記被審人に対する令和 7 年度（判）第 9 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官高橋安紀子、審判官美濃口真琴、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1 7 5 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 7 年 1 2 月 2 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判手続の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 7 年 1 0 月 1 日

金 融 庁 長 官 伊 藤 豊

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都千代田区大手町二丁目2番1号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所プライム市場に上場されている会社である。

被審人は、貸倒引当金繰入額の過少計上、売上原価の過少計上等による不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表1のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、

表1

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	令和4年 11月14日	第113期第2四半期（令和4年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	令和4年4月1日～同年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が ▲631百万円であるところを 1,706百万円と記載 経常利益が ▲277百万円であるところを 2,059百万円と記載 親会社株主に帰属する四半期純利益が ▲323百万円であるところを 1,298百万円と記載	売上原価の過少計上

2	令和5年 2月14日	第113期第3四半期(令和4年10月1日～同年12月31日)に係る四半期報告書	令和4年4月1日～同年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が ▲180百万円である ところを 2,195百万円と記載 経常利益が 11百万円である ところを 2,387百万円と記載 親会社株主に帰属する 四半期純利益が ▲126百万円であるところを 1,522百万円と記載	売上原価の 過少計上
3	令和5年 6月28日	第113期(令和4年4月1日～令和5年3月31日)に係る有価証券報告書	令和4年4月1日～令和5年3月31日の連結会計年度	連結 損益計算書	営業利益が 704百万円である ところを 3,106百万円と記載 経常利益が 949百万円である ところを 3,351百万円と記載 親会社株主に帰属する 当期純利益が ▲4,974百万円であるところを 469百万円と記載	売上原価の 過少計上及 び貸倒引当 金繰入額の 過少計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 21,189百万円である ところを 26,703百万円と記載	

4	令和6年 1月15日	第114期第2四半期（令和5年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	令和5年4月1日～同年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が ▲2,075 百万円であるところを 416 百万円と記載 経常利益が ▲1,684 百万円であるところを 808 百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上（計上区分の誤り）
5	令和6年 2月14日	第114期第3四半期（令和5年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書	令和5年4月1日～同年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が ▲2,251 百万円であるところを ▲760 百万円と記載 経常利益が ▲1,908 百万円であるところを ▲418 百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上（計上区分の誤り）

（注）金額は百万円未満切捨てである。

第2

下表2のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、令和5年9月22日、145,900株の株式を122,264,200円で取得させたものである。

表2

番号	発行開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容	主な事由
6	令和5年 9月1日	有価証券届出書 （株式の募集）		「第四部 組込情報」	番号3に掲げる第113期に係る有価証券報告書を組込み	番号3参照

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1及び同2の各事実につき

令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の4第2項、

第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表1の番号3の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、

旧金融商品取引法第185条の7第6項

表1の番号4及び同5の各事実につき

旧金融商品取引法第172条の4第2項、

第24条の4の7第1項

表2の番号6の事実につき

法第172条の2第1項第1号及び第3項、

第5条第1項及び第3項、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1、同2及び同3の各事実につき

法第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項の規定により、被審人の第113期事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）第2四半期（令和4年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第113期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（令和4年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第113期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第113期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第113期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第113期第2四半期報告書	1,295,872円
第113期第3四半期報告書	1,337,203円
第113期有価証券報告書	1,290,864円

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 113 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 113 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 113 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第 113 期第 2 四半期報告書、第 113 期第 3 四半期報告書及び第 113 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 113 期事業年度）に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を第 113 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 113 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{ 円}$$

第 113 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,500,000 \text{ 円}$$

第 113 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 3,000,000 \text{ 円}$$

となる。

表 1 の番号 4 及び同 5 の各事実につき

旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 114 期事業年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）第 2 四半期（令和 5 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 114 期第 2 四半期報告書」という。）及び同事業年度第 3 四半期（令和 5 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 114 期第 3 四半期報告書」という。）ごとに算出した課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 114 期第 2 四半期報告書	1,468,382 円
第 114 期第 3 四半期報告書	1,429,912 円

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 114 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 114 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

となる。

表 2 の番号 6 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の令和 5 年 9 月 1 日提出の有価証券届出書（株式の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株式 122,264,200 円の 100 分の 4.5 に相当する額である

5,501,889 円

に、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、

5,500,000 円

となる。